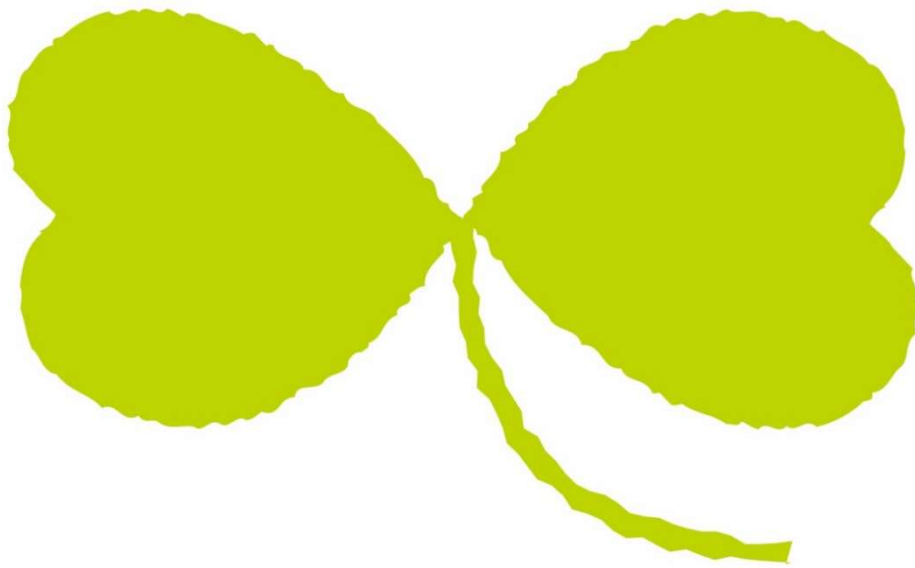


入園のしおり

(兼 重要事項説明書)



あしたばマインド

明日葉保育園
金沢文庫園

株式会社 あしたばマインド

目次

1. 事業目的および保育理念.....	1
2. 会社概要	1
3. 保育所概要	2
4. 職員体制	3
5. 開所日・開所時間および延長保育.....	3
6. 間食および夕食について.....	5
7. 入園手続き	6
8. 提供する保育・教育の内容等	7
9. 登園・降園について	10
10. 園生活に必要な持ち物	11
11. 集金させていただくもの.....	13
12. 食事年間目標	14
13. 日々の健康管理について ～子どもの健康について～	16
14. 健康管理年間計画.....	17
15. 感染症について	18
16. 登園許可証が必要な感染症 ※医師に記入してもらってください.....	19
17. 登園届が必要な感染症 ※保護者様が記入してください.....	20
◆ 注意が必要な感染症：	21
18. その他保育に関すること	21
19. 緊急時・非常災害時の対策.....	22
20. ご家庭と園との連絡方法	24
21. 保育の質（運営委員会等）	24
22. 個人情報の取り扱いについて.....	25
23. 苦情・ご意見・ご要望などの申し出窓口について.....	27
24. 連携施設.....	27
25. 地域の育児支援について.....	27
26. プライバシー保護について.....	28
27. 利用終了に関する事項	28
28. 子どもの人権について.....	29
29. 実習生・ボランティアの受け入れ.....	29
30. SDGsの取り組み.....	29
31. 保育所における安全計画の策定について.....	30

1. 事業目的および保育理念

◆ 事業目的

当園は、児童福祉法等の諸規則に従い、乳幼児に必要な保育サービスを提供いたします

◆ 保育理念

「子どもの明日を育み、今日を支える」

明日葉の花言葉は「旺盛な活動力」

私たちは、子どもが毎日を豊かに過ごせる保育を通じて、

明日をたくましく生きる力を育みたいと考えます。

そして、子どもの健やかな成長を願うご家庭や地域社会との
コミュニケーションを大切にして、より良い今日をサポートします。

◆ 保育・育成 方針

子どもが、今日を最もよく生き、望ましい「明日」を創り出す力の基礎を培う

◆ 保育目標

- 🌱 自分も人も尊重できる子ども
- 🌱 自分で考えて正しいことを選びとれる子ども
- 🌱 心も体も健やかな子ども
- 🌱 思いを適切に表現できる子ども

2. 会社概要

- ◆ 事業者 : 株式会社あしたばマインド
- ◆ 代表者 : 代表取締役 大隈 太嘉志
- ◆ 資本金 : 5,000 万円
- ◆ 本 社 : 東京都 港区 三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー 3F
TEL : 03-3453-3335
FAX : 03-3453-3336
- ◆ 事業内容 : 明日葉保育園の運営

3. 保育所概要

- ◆ 種 別 : 保育所
- ◆ 名 称 : 明日葉保育園 金沢文庫園
- ◆ 所在地 : 〒236-0042 神奈川県 横浜市 金沢区 釜利谷東 2-16-10
- ◆ 開 設 : 平成 31 年 4 月 1 日
- ◆ 電 話 : 045-349-9301 (FAX: 045-349-9303)
- ◆ 対 象 : 生後 57 日～小学校就学前まで
- ◆ 利用定員

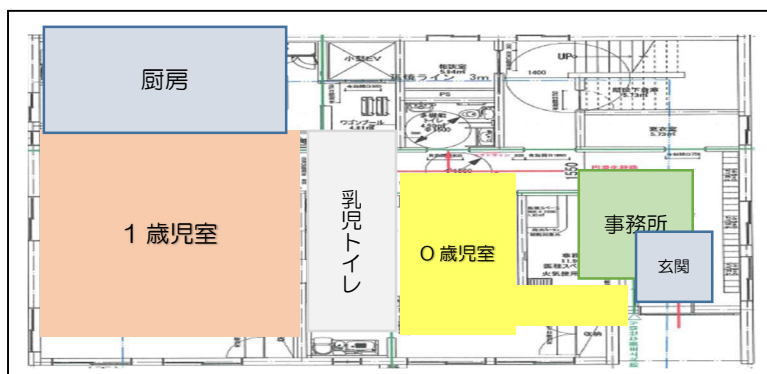
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
つくし	たんぽぽ	すみれ	ちゅうりっぷ	さくら	ひまわり	
6 人	11 人	11 人	13 人	13 人	11 人	65 人

- ◆ 事業内容 : 月極保育、延長保育、一時保育、育児相談、地域子育て支援事業
- ◆ 特色のある保育プログラム : 食育、リトミック、幼児体育など
- ◆ 評価制度 : 第三者評価機関による事業評価を受審します
- ◆ 嘱託歯科医 : カナリア歯科クリニック
電話 : 045-515-5538
- ◆ 嘱託医 : 青木こどもクリニック
電話 : 045-788-8181
はまかぜ こどもクリニック
電話 : 045-788-6688
- ◆ 敷地面積 : 496.93 m²
- ◆ 構 造 : 鉄骨造 2 階建て (1,2 階)
- ◆ 延床面積 : 426.38 m² (保育所使用面積)
- ◆ 施設内容

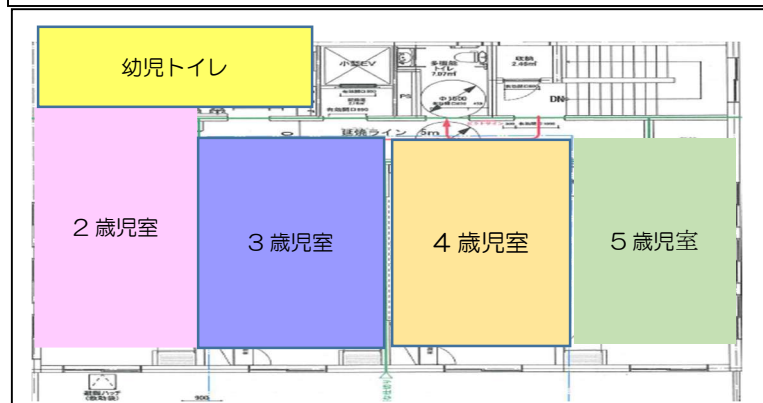
乳児室 (0、1 歳児)	2 室	面積 : 19.87～46.26 m ²
保育室 (2～5 歳児)	4 室	面積 : 28.69～31.84 m ²
調理室	1 室	面積 : 20.25 m ²
調乳室	1 室	面積 : 2.85 m ²
乳・幼児トイレ	12 個	1 階 : 2 個 2 階 : 9 個
事務室・医務室・更衣室	1 室	面積 : 11.90 m ²
屋外遊技場 (園庭)	園庭面積 : 96.84 m ²	
その他設備	冷暖房、床暖房 (0 歳児乳児室のみ)	

◆ 園内見取り図

1 階



2階



4. 職員体制

施設長・主任保育士・保育士・非常勤保育士・看護師・栄養士を含む調理員について、児童福祉法および横浜市の定める職員配置基準に基づき、児童数に応じて職員数を配置します。なお、開所時間には必ず2名以上の保育従事職員を配置いたします。

5. 開所日・開所時間および延長保育

◆ 開所時間

平 日	7 時 00 分 から 20 時 00 分 まで
土曜日	7 時 30 分 から 18 時 30 分 まで

◆ 休園日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日

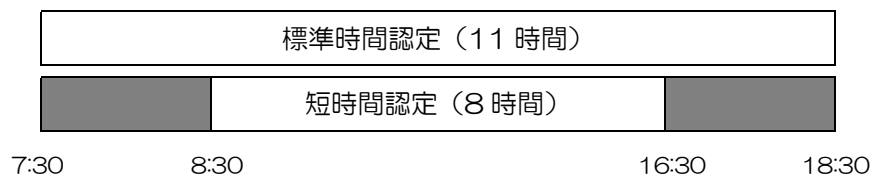
※非常災害その他急迫の事情があるときには、ご家庭での保育をお願いする場合があります。

◆ 認定時間による利用時間の違い

【平 日】



【土曜日】



※延長保育時間（事前申請及び利用料が別途かかります。下記参照）

◆ 保育時間

「保育時間」とは家庭状況および、保護者の就労時間と保育園から職場までの通勤時間を加えた時間となります。その為、ご家庭ごとに利用できる時間は異なります。標準時間の認定を受けていても、11 時間利用できるとは限りません。（お買い物等の時間は含まれません。）

※保育時間を過ぎた場合、園からご勤務先等に確認させて頂くこともございます。

※保育を利用できる日は、雇用証明書の記載に基づいたものとなります。

保育園の利用要件が「就労」の場合でも、お仕事がお休みの日は基本的にご家庭での保育をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

◆ 延長保育時間区分

朝延長	区分①	7:00～7:29	区分②	7:30～7:59	区分③	8:00～8:29
夕延長	区分④	16:31～17:00	区分⑤	17:01～17:30	区分⑥	17:31～18:00
	区分⑦	18:01～18:30	区分⑧	18:31～19:00	区分⑨	19:01～19:30
	区分⑩	19:31～20:00				

※区分②～⑦は短時間認定の方のみ。

◆ 各時間区分利用料：区分ごと利用回数で料金が発生します。

利用方法	利用回数	金額
単発利用	1～2 回	300 円/回
半月極利用	3～10 回	850 円
月極利用	11 回以上	1,700 円

※半月極利用または月極利用に関しては、

園と相談の上、**事前登録**が必要です。

単発の場合も事前にご相談およびご連絡ください。

※交通機関が遅延した場合でも

延長料金は発生いたします。

<例>

標準時間認定のご家庭

残業で一月のうちに 3 日延長保育を利用

4 月 10 日 19:10 に降園（区分⑧+⑨）

4 月 17 日 18:45 に降園（区分⑧）

4 月 18 日 18:55 に降園（区分⑧）

【4 月の延長保育利用】

■区分⑧ 18:31～19:00 300 円×3 回
→区分⑧を 3 回利用したため、半月極利用が適用になり 850 円

■区分⑨ 19:01～19:30 300 円×1 回
→単発利用が適用になるため、300 円

計 1,150 円

6. 間食および夕食について

乳幼児期の子どもの心身の健やかな成長を考えると、夕食はできるだけご家庭で食卓を囲んでいただきたいと願っております。

◆ **間食・夕食の利用対象者**：延長保育利用者でご希望の方のみ（乳児食以上のお子様対象）

延長区分	延長保育時間	対象食
⑧	18:31～19:00	間食
⑨	19:01～19:30	間食または夕食
⑩	19:31～20:00	夕食（間食に変更可）

※ 間食は夕食に差し支えのない軽食（おにぎり等）を提供します。

※ 「間食・夕食」の申し込み締め切りは、食材発注の都合により 1 週間前までとなります。

※ 当日キャンセルはできかねますので、1 回分の利用とさせていただきます。

※ 基本的に当日の延長による「間食」「夕食」のご利用はできかねます。

◆ **間食・夕食利用料**

	利用回数	利用料
間食	11 回以上	2,500 円
	6～10 回	1,250 円
	1～5 回	600 円
夕食	11 回以上	7,500 円
	6～10 回	3,750 円
	1～5 回	1,850 円

※ 集金はひと月に一回、他の備品（連絡帳代など）とまとめて行います。

◎ **多子減免および A, B 階層減免**

「多子減免」…保育所にご兄弟が通園している場合に適用されます。

同じ保育所でなくてもかまいません。

「A,B 階層減免」…役所からの通達で A,B 階層となっているご家庭が対象です。

	種別	延長保育料減免率	間食・夕食減免率
た し げ ん め ん 多子減免	第 2 子	50%	-
	第 3 子以降	100%	-
A・B 階層減免	A 階層	50%	50%
	B 階層	50%	50%

※ 多子減免+A,B 階層減免の場合…延長保育料減免率 75%

7. 入園手続き

◆ 提出書類

下記の必要書類をお渡しいたします。面談当日にご持参ください。

No.	書類名	☑ 欄	補足説明
1	児童調査票		家族構成や勤務先、緊急時の連絡先など 送迎者の写真を貼付けてください
2	健康調査票		健診歴・既往歴・予防接種歴などを記入し、小児医療 証のコピーを貼付けてください 福祉医療証などもございましたらコピーを貼付けてください。
3	生活調査票		入園までの生活記録
4	食事調査票		入園までの食事状況
5	離乳食 Book		※別紙にてご説明いたします。 (面談時にお渡しします)
6	健康診断書		かかりつけの小児科又は登園囑託医で健診してくだ さい
7	重要事項同意書		園の重要事項説明に関する同意書(園用・保護者様用) (面談時にお渡しします)
8	個人情報使用同意書		HPや『保育運営システム』などの写真利用等、個人情報 使用についての同意書
9	母子手帳のコピー 小児医療証等の コピー		母子手帳は、表紙・出生時の記録、定期健診の記録の コピーをお持ちください。又、小児医療証や福祉医療 証のコピーなどもございましたらお持ちください
10	日本スポーツ振興 センター加入同意書		災害救済給付契約のための同意書(任意)
11	虫刺され・虫除け薬 使用同意書		園で用意した虫除け虫刺され薬の使用についての 同意書です。
12	布団カバーの洗い方		

◆ その他 諸届について

以下の場合、保育園または区役所の子ども家庭支援課にご相談ください。

- ▶ 職場や住所が変わった
- ▶ 緊急連絡先を変更したい
- ▶ 出産の予定がある
- ▶ 家族構成が変わった
- ▶ 保育時間を変更したい
- ▶ 産休～育休になる時

※その他、求職中となる場合等にも手続きが必要ですのでご注意ください。

8. 提供する保育・教育の内容等

◆ 慣れ保育について

初めての環境はお子様にとって、とても不安なものです。保育園に慣れるためには時間がかかりますので、様子を見ながら徐々に保育時間を延ばしていきましょう。

◆ 慣れ保育の目安

約 2 週間～1 ヶ月かけて行います。

お子さんの状態や申請時間の状況により、担任と相談の上、下記の表のように段階的に進めていきます。

0、1、2 歳児	3 歳児	4、5 歳児
9:00～11:00	9:00～11:00	担任と相談の上決定
↓	↓	
9:00～11:30 (給食有)	9:00～12:30 (給食有)	
↓	↓	
9:00～15:00	8:30～15:00	↓
↓	↓	
8:30～16:30 (おやつ有)	8:30～16:30 (おやつ有)	
↓	↓	
申請時間通り	申請時間通り	申請時間通り

慣れ保育はとても大切です。子どもたちは保育園での生活の見通しをたてることができません。短い時間からの慣れ保育を通して、園での生活リズムやお家の方が必ず迎えに来てくれることがわかって、だんだん安心して生活できるようになります。慣れるまでは子どもも疲れるものです。ご家庭に帰られましたらゆっくりと過ごし、早寝早起きの生活リズムを身に付けましょう。

◆ 土曜保育について

ご利用できるのは雇用証明書に土曜日が就労ありとされていて、その月の予定表にて申し込みをされた方のみです。ご家庭で、誰か一人でもお休みの場合はお預かりできかねます。

(例：お父さんだと面倒が見切れないため預けたい → ×)

▶ 欠席や時間変更等は、職員配置や給食の都合上、早めにお知らせ願います。

※職員は交代で勤務にしておりますので、登降園時にクラス担任がいない場合もあります。
予めご了承ください。

◆ 提供する保育

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令などを遵守し、保育所保育指針および保育内容に沿った全体的な計画に基づき、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供いたします。

◆ 毎日の保育・教育の流れ

時間	0歳児	時間	1・2歳児	時間	3・4・5歳児
7:00	延長保育				
7:30	合同保育				
9:00	おやつ	9:00	朝の会・おやつ	9:00	朝の会
9:30	あそび	9:30	主活動	9:30	主活動
10:45	昼食	11:00	昼食	11:30	昼食
	午睡	12:10	午睡	13:00	午睡
15:00	目覚め	15:00	目覚め	15:00	目覚め
15:20	おやつ	15:20	おやつ	15:15	おやつ
	あそび		あそび	16:00	帰りの会・あそび
	順次降園開始		順次降園開始		順次降園開始
17:00	合同保育				
18:30	延長保育				
20:00					
○個々のリズムに合わせて睡眠をとる。 ○観察・触診・排泄（おむつ交換）・着替え・授乳・水分補給は適宜行う。		○観察・触診・排泄（おむつ交換）・手洗い・着替え・片づけ・水分補給は適宜行う。		○観察・触診・排泄・手洗い・着替え・片づけ・水分補給は適宜行う。	

※上記は保育・教育の一例です。子どもの成長に合わせて内容は変更されます。

◆ お散歩コース

釜利谷第五公園

釜利谷第二公園

大川公園

近隣神社

公共施設見学（消防署など） 園周辺

◆ 保育目標（年間）

クラス	保育目標
0 歳児	・保育士との触れ合いや応答的な関わりの中で、信頼関係の基礎を育てる。 ・特定の保育士のもとで安心し、個々の生活リズムを整えて基本的習慣に慣れる。 ・五感を刺激する遊びを通して、感覚の発達を豊かにし、身の回りの物事へ興味関心が持てるようにする。
1 歳児	・保育士との安定を図り、欲求や甘えを満たし、情緒豊かに安定して過ごす。 ・他者との関わりを通して、自分の気持ちと欲求を言葉を用いてやりとりを楽しむ。 ・保育士に見守られながら、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	・衛生的で安全な環境の中で、一人ひとりが安心して保育園生活を送る。 ・友だちへの関心が芽生える。 ・簡単な身の回りのことを自分でしようとする。 ・元気な身体作りを目標に、楽しみながら身体を動かす。
3 歳児	・園生活の流れや集団生活でのルールを知り、自分で考えて行動する。 ・自分の思いや要求、経験などを自分なりに言葉で伝えたり、様々な活動で表現する。 ・友達と親しみ触れ合いながら、安心して自分のしたい遊びに取り組む。 ・運動遊びを通して、体力作りをする。
4 歳児	・生活の流れを覚え、基本的な生活習慣や言葉を身に付ける。 ・友だちとのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ。 ・様々な遊びを通してイメージを膨らませ、感性や表現力を豊かにする。 ・様々な運動遊びを通してリズム感を養う。
5 歳児	・友だちと様々な遊びを楽しみ、生活の中で、健康・安全に必要な基本的な生活習慣や態度を身に付ける。 ・すすんで異年齢児と関わり、生活や遊びなどで役割を分担する楽しさを味わい、年下の子の手本となるようにする。 ・感じたこと、思ったこと、想像したことなどを工夫して、目標を持って表現する。
その他 （年間行事）	・季節ごとの行事の由来や、意味合いを「耳」で聞いて、「目」で見て、「身体」で感じる体験を通して、興味、関心を深め、好奇心や探究心を育む。 （園外保育、夏祭り、運動会、生活発表会、お正月遊び、節分、ひなまつり 等）

◆ 安全対策

毎月 1 回、火災・地震・不審者侵入などを想定して避難訓練を行います。

玄関はオートロック施設となっており、園関係者以外は簡単に侵入できないようになっております。又、保育園の警備には SECOM が入っており、職員が異常を感じたときはボタン 1 つで 5 分以内に警備員が駆け付ける体制をとっています。

9. 登園・降園について

◆ 登降園時の心配り

- ▶ 長時間の保育はお子様も疲れます。早寝早起きなど生活リズムを整えましょう。
- ▶ しっかりと朝食を食べて元気に登園出来るようにしましょう。
- ▶ 朝は大事な1日のスタートです。お父さんお母さんのちょっとした一言やふれあいで、お子様の気持ちは満足し、やる気が出ます！
『早く、早く』は禁物です。やさしさとゆとりを持って接してあげましょう。
- ▶ 気持ちよく登園し、スムーズに活動できるようお子様と一緒に身支度しましょう。
- ▶ お子様の服装、持ち物は清潔第一です。活動的な服装で登園しましょう。
- ▶ 毎日使用するものは持ち帰り、清潔にしましょう。
- ▶ 週末に昼寝用バスタオル、シーツを持ち帰り、翌週には清潔な状態で使用しましょう。

◆ 保育園からの登降園時のお願いと約束ごと

【登園時】

- ▶ 挨拶し合うことを習慣にしましょう。
- ▶ 登園後、お子様と別れる時は、保育室で必ず職員に引渡ししましょう。
- ▶ 夕食・間食の取り消しは分かった時点でご連絡ください。前日の15時以降は料金が発生してしまいます。又、取り消し連絡をいただけなかった場合には、ご利用がなくてもご請求させていただきます。
- ▶ 子どもの園生活のリズムを保つため、**9時までの登園**をこころがけてください。
遅れる場合は必ずご連絡をお願いします。
- ▶ 病院受診後の登園はできません。(ワクチン接種含む)

【降園時】

- ▶ お迎えの時間は守りましょう。遅れのないようにお願いします。
- ▶ 送迎時間が予定表と変更になる場合は、必ず連絡してください。
- ▶ 送迎予定の方と異なる場合は、お引渡しできませんので、必ず事前にご連絡ください。又、送迎者は20歳以上の方に限ります。
- ▶ 幼児クラスの活動の様子は各クラスノートでお知らせしますので、必ずご覧いただき確認のサインをしてください。
- ▶ 支度が整いましたら速やかに降園(帰宅)しましょう。

※保育園前は狭い道路です。危険を伴いますので、自転車は所定の場所に停めてください。又、近隣の方の迷惑にならないよう、速やかに降園(帰宅)してください。

車での送迎は原則禁止となっておりますので、ご協力宜しくお願い致します。

閉園時間は20時です。時間厳守でお願いいたします。

P3「5. 開所時間」に記載の通りです。時間厳守でお願いいたします。

【約束ごと】

- ▶ 門扉を出入りするたびに、必ず鍵をかけてください。
- ▶ 鍵の開閉は必ず大人が行ってください。
- ▶ お子様が保護者様より先に門扉から出ないようにお願いします。
(玄関を出る時は、必ず保護者様と一緒に出ましょう。)
- ▶ 登降園時間は保育運営システムにて管理しています。打刻忘れのないようお願いします。
又、登降園時間の打刻は必ず保護者様が行ってください。
(打刻漏れ等の原因になりますので、ご協力お願いいたします)
- ▶ お子様が走って階段の昇り降りをしないようにご注意ください。赤ちゃんを抱いて階段を利用している保護者様との衝突や、転倒等を招く可能性もあり、大惨事となるおそれがあります。階段の昇り降りは必ず保護者様と一緒にお願いします。
- ▶ 兄弟がいる場合、登園時は下（低年齢）のお子様を連れて一緒に上（高年齢）のお子様の準備を行い降園時は下（低年齢）のお子様を迎えてから、上（高年齢）のお子様を迎えてください。

10. 園生活に必要な持ち物

◆ 毎日の持ち物

	品名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
1	おたよりケース	○	○	○	○	○	○	園で準備（購入）
2	食事用タオル（口拭き用）	○	○	○	○	○	○	3枚程度(サブスク可)
3	食事用エプロン	○	○	△				3枚程度
4	ガーゼ	○						3～4枚（授乳用）
5	コップ			△	○	○	○	袋に入れて
6	衣類着替え (上着・スポン・下着・靴下)	2組	2組	2組	2組	2組	2組	毎日の着替えの他にストックを常時1組
7	汚れ物袋（スーパーの袋）	○	○	○	○	○	○	3枚程度
8	スタイ(よだれかけ)	○	△					
9	紙おむつ	5.6枚	5.6枚	必要数				(サブスク可)
10	おしり拭き	○	○	○				(サブスク可)

◆ 週末に持ち帰るもの

	品名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	備考
11	シーツ	○	○	○	○	○	○	サイズ 72×124
12	バスタオル	○	○	○	○	○	○	
13	毛布（冬季）	○	○	○	○	○	○	

- ▶ 衣類、スタイ等は適宜清潔なものと交換してください。
- ▶ 哺乳瓶は園でご用意いたします。
- ▶ 入園時に雑巾 3 枚以上の寄付をお願いいたします。（保育中に使用させていただきます。）

【保育活動に適さない衣服】

- ・股にボタンのついた服 ・つりのスカートやズボン ・自分で着脱しづらい服
- ・フード付の服、固い布（デニム）のズボン、タイツやチャック、ホックのズボン等

◆ その他

避難用一式として、以下のものをジッパー付の袋に入れて記名の上、ご用意ください。

	品名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	備考
15	着替え一式（避難用）	○	○	○	○	○	○	・ 上着・ズボン ・ 下着・靴下
16	紙おむつ	○	○	○				布おむつは不可
17	パンツ				○	○	○	
18	上履き（サイズの合う物）		○	○	○	○	○	

※着替え・おむつ・パンツ・上履きなどは、適宜サイズのあったものをご使用ください



11. 集金させていただくもの

※下記の金額は変動がございますので予めご了承ください。

	品名	金額(税込)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1	カラー帽子(戸外遊びの際に使用します)	840円	○	○	○	○	○	○
3	シール帳&専用シール	621円~				○	○	○
4	おたよりケース	210円	○	○	○	○	○	○
5	お道具箱一式	のり				○	△	△
		はさみ						
		クレヨン						
		粘土ケース						
		粘土						
		粘土板						
		お道具箱						
		自由画帳						
6	布団シート	2,420円	○	○	○	○	○	○
7	主食代	2,000円/月				○	○	○
8	副食代	4,800円/月				○	○	○
9	寝具リース料(敷布団・カバー)	3,960円/年	○	○	○	○	○	○
10	日本スポーツ振興センター保険料	315円/年	○	○	○	○	○	○
11	遠足	1,500円程度				○	○	○
12	DAY CAMP	1,500円程度						○
13	お別れ遠足	1,500円程度						○
14	夕涼み会チケット	50円~	○	○	○	○	○	○
15	卒園アルバム代	5,000円程度						○
16	給食の試食(保育参加等)	300円	○	○	○	○	○	○
17	サブスク(お口拭き)	550円/月	○	○	○	○	○	○

※寝具リース料については、昼寝用の敷布団、カバー代で年度当初に年間分を徴収いたします。

※行事に係る費用は、行き先により毎年変動します。費用が決定しましたら別途お知らせいたします。

※「日本スポーツ振興センター保険料」について

- ▶ 「日本スポーツ振興センター」には入園と同時に加入をお願いしております。(任意)

保育園での怪我や事故で、治療費が5,000円以上の場合、総額の4割が給付されます。治療費は完治後、手続きを行ってから給付まで2ヶ月程度かかります。尚、病院の支払いが発生した場合は、一時的に園又は保護者様に立て替えていただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

◆ 支払方法

月末締め翌月払いといたします。自動振替にて指定のご口座から引き落としとなります。

※引き落としができない場合は、払い込み用紙によりコンビニ等でお支払いいただきます。

払い込み用紙での支払いの場合、手数料の一部として1回につき269円いただきます。



◆ おむつ・お口ふきのサブスクリプション

希望される方は、おむつ・お口拭きのサブスクリプションの利用が可能です。

12. 食事年間目標

◆ 食事年間目標

-  皆で楽しく食べる
-  好き嫌いを減らしていく
-  食事のマナーを身に付ける

乳幼児は食生活の基礎ができる大切な時期です。規則正しい食生活を基盤に、よい生活習慣を身に付け、楽しく食事ができる子どもに育つよう、ご家庭と保育園で一緒に協力していきましょう！！

◆ 年間計画

期	月	目標	配慮点
1 期	4 月	保育園の食事に慣れる	食べやすい献立を多く取り入れる
	5 月	色々な食品を知る	食物の名前や献立名を知らせる
2 期	6 月～	栄養と水分補給に注意し夏を元気に乗り切る	規則正しい生活をし、体調を整える
	8 月		食欲がでる環境を整える
3 期	9 月～	よく噛んで食べ、好き嫌いを減らしていく	食欲の増す時期な為、色々な食品を与える
	12 月	食べ物に興味や関心をもつ	
4 期	1 月～	食事のマナーを身に付ける	食事のマナーや姿勢よく食べることを教える
	3 月	みんなで食べる楽しさを知る	楽しく食事ができる工夫をする
		食べ物を大切に作る	

◆ 給食などについて

提供内容					
年齢	午前おやつ	給食		午後おやつ	保育園での摂取割合 (1 日の摂取カロリー)
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	950kcal 50%
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児		○	○	○	1300kcal 40%
4 歳児		○	○	○	
5 歳児		○	○	○	

◆ 保育園での食事

当園では、給食・午後のおやつを毎日手作りしております。離乳食は、お子様の年齢を目安に成長、発達段階に応じて提供しています。全年齢児とも完全給食ですので、お食事に関してご用意頂くものは特にありません。

 新鮮で安全な多種類の食材をいかし、薄味で調味しています。

 楽しい食事を通して、よい習慣を身に付けます。

 年齢はもちろん、一人ひとりの発達やその日の体調に合わせて、衛生に配慮した食事作りを心がけています。

 栄養士が栄養的な配慮のもとに献立を作成しています。

◆ アレルギー等への対応

食材アレルギー等で食べられないものがあれば、入園時に栄養士がご相談にのり、代替・除去などの対応をさせていただきます。その際は【除去食開始申請書】と【保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表】を必ずご提出ください。又、入園後も食事相談やアレルギーに関する個別相談に応じます。

- ▶ 除去食は医師の指示のもとに行います。
- ▶ 毎月、栄養士が献立の確認を行い、ご家庭と連携を取って進めていきます。
- ▶ 除去食は状況に応じて器材なども分け、別工程で作っています。

◆ 家庭と保育園の食事の割合

保育園の給食は一日に必要な栄養量の乳児50％・幼児40％を目標に献立をたてています。給食は同年齢の子どもと同じものを一緒に食べるという事での良さもありますが、集団給食という事で、制約されることもあります。朝食や夕食での家族の時間を大切にして、保育園では味わえない色々な食材体験をさせてあげてください。

	家庭		保育園
	朝食	夕食	昼食・おやつ
乳児	25%	25%	50%
幼児	30%	30%	40%



◆ 非常食について

当園では非常災害時の備えとして、非常食を備蓄しております。

非常食は、災害時の他、イベントや訓練、その他諸般の事情により給食の提供が出来ない場合などにも使用いたします。

13. 日々の健康管理について ～子どもの健康について～

◆登園の目安

- ▶ 毎朝、登園時にお子様の健康状態（食欲、体温、便の状態など）をお伝えください。いつもと様子が違う場合には、無理をさせずに自宅でゆっくりと過ごしましょう。
- ▶ 朝、必ず登園前に体温を測ってください。

なお、体温が平熱よりも 1～1.5℃以上あり、全身状態が不良※1 である場合は原則、登園を控えていただいております。

※1 元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど。

- ▶ 体調の目安は『体調不良に伴う登園についての確認とお願い』を参照してください。
- ▶ 特別な事情がない限り、受診後の登園は控えましょう。

活動の途中で登園は、リズムを崩しまう可能性もございますのでご協力をお願いします。

◆ワクチン接種について

ワクチンは自然に感染すると重症化しやすい病気に対して作られています。病気にかかる前に免疫をつけたり、感染を防いだり、かかっても軽くて済むようにするものです。保育園は多くの子どもたちが共に過ごす集団生活の場ですので、計画的に受けてください。

※ワクチン接種後の登園はできません。

※接種した際には、保育園にお知らせください。

◆薬について

保育園では原則として、お薬をお預かりしていません。

- ▶ 病院で薬が処方される時
● 保育園に通っていることを医師に伝えましょう。
● 1 日 2 回（ご家庭で飲むことができる時間帯）で服用できる処方を医師に相談しましょう
● 医師によって 1 日 3 回しか処方されない場合は、医師に保育園では服用できないことを伝えて、何時に服用すればよいか相談しましょう。
- ▶ 日焼け止め薬、リップクリームについて
保育園では、子どもの肌に合わないことや、アレルギー反応を起こす危険性も考えられるため、預かるまたは代理塗布などはいたしません。登園前に使用をお願いします。
- ▶ 虫除け、虫刺され薬
虫除け、虫刺され薬の使用についての同意書を提出いただいた場合は、園の虫除け、虫刺され薬を使用いたします。

薬を飲んで室内で安静に過ごさなければならない、などという場合は健康な状態ではありません。

体調が万全でないまま登園すると、結果として病気が長引いたり、時には重篤化したりすることがあります。ご家庭で、ゆっくりと休養していただくことをおすすめします。

どうしてもお仕事がお休みできない場合は病児、病後児保育をご利用ください。保育園では静かな所で寝ることもむずかしく、十分な休息もできません。病児、病後児保育では、無理をせず、寝かせてもらい、状態にあった対応をしてもらえます。

- ▶ ホクナリンテープ（ツロブテロール添付薬）は剥がれた際、誤飲の原因となりますので保育園での使用は出来ません。又、咳などの症状を抑える必要がある場合は、自宅でゆっくりと過ごしましょう。
- ▶ 慢性疾患を抱える園児が、どうしても決まった時間に投薬が必要があると、医師が判断する場合は（抗けいれん薬、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など）、看護師や担任までご相談ください。

◆乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策について

▶園では睡眠中、すべての子どもについて呼吸の確認を行い同時に顔色や体温等の変化にも注意しています。また、医師によりうつぶせ寝が指示されている子ども以外は、あおむけで眠れるようにしています。

▶ご家庭でも乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため下記の対策をしましょう

※厚生労働省「乳幼児突然死症候群（SIDS）について」「乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドラインより

①1歳になるまで、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

②できるだけ母乳で育てましょう

③たばこをやめましょう

▶窒息事故防止のために

睡眠中の乳児の死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）のほか、窒息などによる事故があります。

※厚生労働省「乳幼児突然死症候群（SIDS）について」「乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドラインより

①ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておきましょう

②敷布団・マットレス・枕は固めなものを。掛布団は軽いものを使いましょう

③口や鼻を覆ったり、首に巻きつくものはおかないようにしましょう

14. 健康管理年間計画

♡ 戸外で十分に遊び、健康な身体をつくる ♡ 清潔習慣を身につけていく

子どもたちが保育園生活を健康に過ごすために、こんな事を大切にしてください。

規則正しい生活リズムが生き生きとした子どもを育てます。

① 早寝早起きをしましょう。

そのためには、起きる時間が近づいたら、カーテンや窓を開けて明るい光や空気を入れましょう。すぐに起きられなくても、布団の中でまどろみながら身体も心も徐々に目覚めていき、一人で起きる習慣が身についていきます。

② 早寝早起きをすると、

朝から食欲が出て、排便もあってスッキリします。頭も身体も目覚めることで自分の興味あることを見つけ、生き生きと遊び、集中力を高めることができます。

③ 昼間は戸外に出て、

日光に当たりながら身体を動かして遊びましょう。戸外遊び、散歩、散策などを楽しみながら色々な経験をさせましょう。適度な戸外遊びほど、よい疲れを誘い、お昼寝や夜の睡眠リズムを作ることができます。

④絵本を読んだりお話ししたりして、

子どもとのスキンシップを大切にしましょう。休日は、家族でゆっくりする時間も必要です。
生活にリズムとアクセントをつけることで日常生活にも意欲が出て生き生きと元気に過ごすことができます。

⑤健康な身体を作るためには、

正しい生活リズムと食生活、手洗い、うがい、歯磨きなどの清潔習慣がとても大切です。
気長に習慣づけてきれいにすることは気持ちが良いという感覚を育てていきましょう。

◆ **保育園で実施する健康診断など：**

内科健診(健康診断)	全園児	年 2 回 (園医によって実施)
歯科健診	全園児	年 2 回 (歯科医の園医によって実施)
身体測定	全園児	毎月 1 回 (身長、体重) / 年 2 回 (胸囲、頭囲)
尿検査	3、4、5 歳児	年 1 回
視聴覚検査	3 歳児	年 1 回

15. 感染症について

学校保健法に基づく感染症にかかった場合、速やかに保育園にご連絡ください。

又、別表の通り医師による登園許可証の提出が必要になります。

感染症の症状が見られた場合、蔓延を防ぐため、早期に医療機関へ受診してください。

保育園では感染症の早期発見・早期治療に努めておりますが、感染症の大半には潜伏期間があるため、集団生活の中では発見した段階ですでに他児などへ伝染していることが多々あります。又、嘔吐、下痢などの症状では感染症が疑われることもあります。

ご家庭でも早期発見、早期治療にご留意していただくほか、お休みの日は外出を控えたり、完治するまでは登園を控えたりするなど、感染予防と感染拡大防止にご協力ください。

16. 登園許可証明書が必要な感染症 ※医師に記入してもらってください

感染症名	症状の特徴及び経過	潜伏期間	登園目安
麻疹（はしか）	最初に発熱・咳・鼻水・目やになどの風邪症状が出る。 3～4 日で一時熱が下がったように見えるが、再び熱が高くなり、頬の内側の粘膜に白い斑点ができる。その後全身に発疹が出て、咳・目やにがひどくなり、高熱もさらに数日間続く。この時期に肺炎、脳炎などの合併症が多くみられる。合併症がなければ、やがて解熱し、10 日～2 週間程度で一般症状が改善する。	8～12 日	解熱した後 3 日 咳・発疹が軽快するまで
風疹（ふうしん）	発熱と紅く細かい発疹がほぼ同時に出現し、首や耳の後ろのリンパ節が腫れる。3 日程で解熱し発疹も消える。	8～12 日	解熱した後 3 日、咳・発熱が軽快するまで
水痘（みずぼうそう）	紅い小さな発疹が現れ、その発疹の中心が半日から 1 日で水疱となる。水疱は 2～3 日で黒いかさぶた（痂皮）になるが、新しい発疹が次々と全身に出現し、全てが痂皮になるまでには 1 週間程かかる。感染力が強い。	14～16 日	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	両側または片側の耳下腺が腫れ、微熱が出る。痛みを伴う。通常 10 日程で腫れがひく。	16～18 日	耳下腺の腫脹（腫れ）が出現してから 5 日を経過するまで。かつ全身状態が良好になるまで
結核	咳、痰、発熱の症状が長く続く。また、体重が減る、食欲がない、寝汗をかくなどの症状もある。		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	38～39℃の発熱が 3～4 日続き、咽頭炎と結膜炎をおこす。	2～14 日	主要症状（発熱・充血等）が消え 2 日経過するまで
流行性角結膜炎	目やに、涙目、結膜の充血とむくみ、眼瞼（まぶた）の発赤と腫脹。	2～14 日	目の充血、異物感が消失するまで
百日咳	普通の風邪症状から始まり、やがて特有の咳（激しく咳き込んだ後ヒューッと笛を吹くような音をたてて息を吸う）が発作的に現れるようになる。特に夜間の咳がひどい。 約 1 か月で咳の回数は減るが、回復には 3 ヶ月程かかる。	7～10 日	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること また、5 日間の抗生物質治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O111 等）	激しい腹痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度	3～4 日 (1～8 日)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、異物感、結膜の充血、結膜下出血を伴うことが多い。眼瞼の腫脹、眼脂、結膜浮腫などがみられる。	1～2 日	目の充血、異物感が消失するまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	突然の発症がみられ、髄膜炎症状（頭痛、発熱、痙攣、意識障害、髄膜刺激症状、乳児では大泉門膨隆）を示す。点状出血がみられることもある。敗血症例ではショック並びに DIC を来し（Waterhouse-Friedrichsen 症候群）、細菌性の関節炎を伴うこともある。世界各地に散発性又は流行性に発生し、温帯では寒い季節に、熱帯では乾季に多発する。本邦ではまれである。	2～4 日	医師により感染の恐れがないと認められていること。

※医師の責任を伴う為、有料となる場合がございます、予めご了承ください。

※上記感染症にかかった場合、登園の際は医師の記入した「登園許可証明書」が必要です。完治していても「登園許可証明書」をお持ちいただけない場合は、お預かりすることができません。

17. 登園届が必要な感染症 ※保護者様が記入してください

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や、流行をできるだけ防ぐことはもちろん、お子様一人ひとりが快適に生活できることが大切です。

※下記表の感染症等が発症した場合、登園の目安を参考に、医師の診断に従い登園の際に登園届をご提出ください。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、専用の登園届がございます。（令和6年4月1日運用開始）

感染症名	症状の特徴及び経過	潜伏期間	登園目安
インフルエンザ	突然 38～39℃の発熱、頭痛、関節痛、全身のだるさ、風邪症状（のどの痛み・鼻汁など）が強い。嘔吐や下痢を伴うことがある。肺炎、脳炎の合併症に注意	1～3日	発症後5日、かつ解熱し3日経過（発症日、解熱日翌日が1日目）
新型コロナウイルス	発熱、咳、全身のだるさ、咽頭の痛みなどの風邪症状が主に出る。一週間程度、咳などの風邪症状が続く、その他、鼻水、頭痛、関節痛、吐き気など様々な症状が出る。	1～14日 （5日程度で発症する事が多い）	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。
溶連菌感染症	発熱、咽頭の発赤、リンパ節の腫れ、舌が莓のように赤くざらざらした状態になる（莓舌）発熱に続き、発疹がすぐに出現することもある。発熱を伴って真っ赤でざらざらしたような発疹が全身に現れるものを猩紅熱という。	2～5日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	咳を主症状とした呼吸器感染症。気管支炎・肺炎などをおこす。発熱や咳などの風邪症状から始まる。咳が頑固で続くような場合は肺炎に進展している可能性が疑われる。	2～3週間	発熱や激しい咳が治まってから、24時間嘔吐症状がないこと
手足口病	手のひら、足の裏甲、指と指の間、唇や口の中に小さい水疱性の発疹ができる。発疹は手足全体、肘や膝、おしり周辺に多数みられることもある。腹、胸、背中にはできない。38℃くらいの発熱がみられることがある。	2～7日	発熱や水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
伝染性紅斑（リンゴ病）	ほぼ境界のはっきりした紅い発疹が現れ、続いて手足に網目状の発疹が広がる胸腹部背中にも現れることがある。この発疹は1週間前後で消える。	17～18日	医師の判断による
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）	嘔気/嘔吐、下痢（乳幼児は黄色より白色調であることが多い）、発熱	約2～3日	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱、咽頭の痛み、紅い小さな発疹が口の粘膜に表れ、やがて、水疱になる。咽頭痛の為、食欲が低下し、水分も摂れなくなると脱水症状に注意が必要となる。	2～7日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RSウイルス	発熱、鼻汁、咳嗽、喘鳴、呼吸困難	3～8日 （乳児3～4週）	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	神経痛のような疼痛が初発症状で、2～3日後には、主に神経の走行に沿って分布する紅斑と小水疱が現れてくる。	14～16日	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
突発性発疹	38℃以上の高熱（生まれて初めての高温で、あることが多い）が3～4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅食の発疹が出現する。軟便になることがある。咳や鼻汁は少なく、発熱のわりに機嫌がよく、哺乳もできることが多い。	約10日	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと

※受診した際は、医師に“いつから”登園可能かを必ずご確認ください。

※上記感染症にかかった場合、登園の際は「登園届」が必要です。完治していても「登園届」をお持ちいただけない場合は、お預かりすることができません。

◆ **注意が必要な感染症：**

登園許可証、登園届は必要ありませんが、感染力が強く注意が必要な感染症です。
可能でしたら、お休みをするなどのご協力をお願いします。

感染症名	症状の特徴及び経過	潜伏期間	登園目安
伝染性膿痂疹(とびひ)	虫刺されや湿疹などを掻き壊した皮膚に菌がつき化膿する。書き壊した手で他のところを掻くと次々に化膿する。	2～10 日 長期の場合あり	皮膚が乾燥している、湿潤部位が覆える程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)	直径 1～5 ミリ大の柔らかいイボ。中には白いチーズ状(粥状)のものが入っており、ウイルスがたくさん含まれている。これが付着するとうつる。	2～7 週間 時に 6 か月まで	掻き壊した傷から浸出液が出ている時は、被覆すること
アタマジラミ	接触感染(頭髪から頭髪への直接接、衣服や帽子、寝具を介する感染)で、多くが無症状であるが、吸血部分にかゆみを訴えることがある。	10～14 日	駆除を開始していること

18. その他保育に関すること

◆ **保育中の事故について**

診断や治療を要する緊急の状況があった場合、保護者様へ連絡の上、指定の医療機関がある場合は指定先に、無い場合は園指定の医療機関にかかります。

診察、治療に必要な費用については、基本的には保護者様のご加入されている健康保険、小児医療証等を使用させていただきます。

状況に応じて、保育園が加入している保険を使用します。

◆ **障がい児保育について**

特別支援教育・障がい児保育の取組状況 地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

障がい児保育を実施する場合は、個別支援プログラムを作成し、療育センターや、保護者様と連携をとりながら進めてまいります。

◆ **医療的ケアが必要な児童の保育について**

医療的ケアが必要な子どもを保育する場合は、看護師常駐のもと、保護者様と主治医、園長が相談の上、可能と認められた場合にのみ医師の指示、診断に基づき、看護師が付き添って適切な対応を行ってまいります。

◆ **虐待防止について**

児童福祉施設である保育所の職員は、児童虐待防止法第 5 条において児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めなければならない旨が規定されており、同法第 6 条には、虐待を受けている児童を発見した者に通告義務がある旨が規定されています。確信がない場合でも通告義務に基づき、関係機関と情報連携をし、虐待防止に努めます。

19. 緊急時・非常災害時の対策

◆ 非常災害時の対応

登園後に警報等発令された場合は、安全のため出来るだけ早くお迎えに来ていただくようよろしくお願いします。

◆ 非常時の避難場所

▶ 広域避難場所

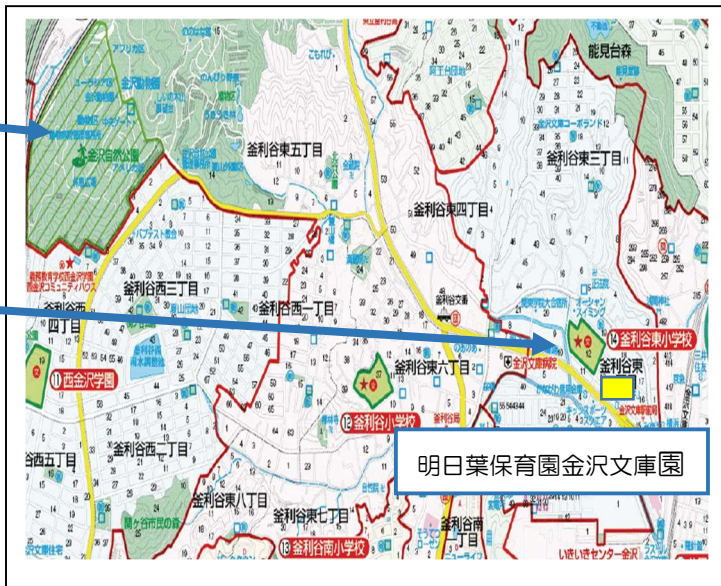
『金沢自然公園』

住所：横浜市金沢区釜利谷東 5-15-1

▶ 地域防災拠点

『釜利谷東小学校』

住所：横浜市金沢区釜利谷東 2-12-1



◆ 各公的機関所在

機関名	電話番号	住所
金沢消防署	045-781-0119	横浜市 金沢区 泥亀 2-9-1
金沢警察署	045-782-0110	横浜市 金沢区 泥亀 2-10-1
釜利谷消防出張所	045-782-0119	横浜市 金沢区 釜利谷南 3-22-2
金沢文庫駅前交番		横浜市 金沢区 谷津町 141-5

※金沢文庫駅前交番は直通電話がございません

◆ 消防訓練

火災や地震を想定した消防訓練（避難、消火、通報訓練）を毎月実施します。

避難経路や消火器の設置場所、使用方法についても、日頃から職員全員で周知、把握し、非常時に備えます。又、防火管理者を設置し、定期的に消防署等から指導を受けます。

年に 1 度引き渡し訓練も行います。非常災害時の連絡確認等、保護者様にもご協力いただきますのでよろしくお願いいたします。

大規模災害発生時

① 『保育運営システム』にて一斉メールを送信

安否状況および避難先等のご連絡をします。

※災害時、通信網が不安定になる場合が考えられるため、②も同時に行います。

②災害伝言ダイヤル「171」（災害伝言版）の使用

171 + 045-349-9301（金沢文庫園 電話番号）で伝言再生をお願いします。

※状況に応じて避難場所等流動的に変更いたしますので、緊急時は最新の情報にご留意ください。

◆ 防火管理者

非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難および初期消火等、必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	金沢消防署 平成 31 年 3 月 20 日
避難訓練	月に 1 回、火事及び地震等の防火・防災訓練実施
防災設備	消火器、火災報知器、誘導灯、避難階段など（年 2 回点検）

◆ 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険内容	災害共済給付
保険金額	315 円/年

20. ご家庭と園との連絡方法

- ▶ ホワイトボード・掲示板…緊急のお知らせや保育の様子を園内に掲示いたします。
- ▶ 保育運営システム（電話の場合もあります）
…保護者様より → 急な遅刻、欠席、早退、お迎えなどの変更事由のご連絡
園より → 怪我や病気などの緊急の連絡をいたします。
- ▶ 連絡ノート（保育運営システム内）
…0・1・2歳児は基本的に毎日入力、3・4・5歳児は必要に応じて入力いたします。
ご家庭の様子も必要に応じてお知らせください。
- ▶ 園だより…毎月1回、園の行事予定や活動予定などお知らせいたします。
- ▶ 個人面談…保護者とクラス担任でお子様の様子を話し合います。年間行事予定のほか必要に応じて行っていきます。
- ▶ 保護者懇談会…年2回程度行います。同じクラスの方々と交流できる場です。
- ▶ メール配信…おたより以外の連絡や、緊急時に園から送信いたします。

21. 保育の質（運営委員会等）

◆ 運営委員会

年2回、園から保育の様子や行事のお知らせなどを行い、保護者の皆様のご意見をいただくために、運営委員会を開催します。さらに、必要に応じて運営管理責任者が、保育事業について知識経験を有する者や利用者の代表を招集し、当園の利用や、保育内容、施設・設備に関する事項について協議する場を設けます。

◆ 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い「年に1回」自己評価を実施
	公表方法：園内掲示
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審
	実施回数：5年1回
	公表先：横浜市HP

※保育の質の開示については以下の点において行われる。

- ① 保育サービスの提供及び向上
- ② 保育料などの各種費用の請求及び収受、毎日の登降園管理、お子様の安全管理、健康管理など、日常の園児管理全般
- ③ 園だよりや各種掲示物、HPなど、日頃の園の活動やお子様の様子を内外に伝えるための情報提供（報道などの取材を含む）
- ④ 各種学術団体、保育団体、自治体などにおける作品出店、研究発表など
- ⑤ その他児童福祉法及び厚生労働省「保育所保育指針」に基づいた保育所の適切な運営及び機能発揮に必要な目的

22. 個人情報の取り扱いについて

◆ 個人情報保護に関して保護者様へのお願い

個人情報保護に対する基本方針に基づき、当園では、個人情報が外部に出ることのないように職員に入職時に、実習・ボランティアへの参加者に対しては開始前のオリエンテーションの際に誓約書を取り交わすと共に、個人情報保護に関する意識啓発に努め周知徹底しております。ただし、下記の情報管理については、当園で把握することが困難でございます。

- 保護者様が行事やイベントで撮影された写真、動画
- 業務委託など外部の物による写真撮影や動画撮影
- その他、上記以外で情報の把握が難しいと思われるもの
- 保護者様や第三者によるインターネット上での掲載（ブログなど）

つきましては、保護者様が持ち出された情報は、ご自身のお子様の成長記録以外、**絶対に使用しない**ようお願い申し上げます。又、「重要事項」および、「個人情報取り扱いについて」の同意書を、入園時にご提出していただくようお願いいたします。

◆ 個人情報保護の方針

当園では、個人情報保護の重要性を十分に認識し、園児及び保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて、関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、『個人情報の保護に関する法律』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）を定め、関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいています。

① 基本理念

株式会社あしたばマインドならびに法人が運営する施設（以下「当園」という。）では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである。」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報保護の重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

② 個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けた得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

利用目的は、

- 園児募集並びに入園に関する業務
- 保護者との連絡に関する業務
- 園児の保育に関する業務
- 園児の記録管理に関する業務
- 園児の健康状態把握に関する業務
- 卒園児の確認に関する業務

といたします。

③ 収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、児童調査票・健康/生活/食事調査票・健康診断書等、必要最低限の情報は収集させていただきます。

個人情報の提供を依頼する際は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用いたします。

④ 個人情報の第三者への提供の制限

当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下記の各号に該当する場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 公衆衛生の向上又は園児の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

⑤ 個人情報の管理

当園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）滅失、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。又、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものといたします。

⑥ 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。又、開示には本人（保護者）確認をさせていただきます。

⑦ 個人情報非開示の範囲

当園の業務の適正な実施に際して、著しく支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示といたします。

⑧ 個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用いたします。

具体的な使用は下記のとおりといたします。

- 園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー・フック・くつ箱等）や個人で使用する物品（連絡帳・帽子等）には名前や写真を掲示・記載します。
- 園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- 園児名簿・日誌・指導計画・児童調査票・名札・園便りに、行事の写真を掲載します。
- 児童調査票・生活調査票・食事調査票・健康調査票の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用いたしません。
- 園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の個人又は企業などから求められても提供や開示することはありません。
- 実習生の記録ノートの園児名の記載はいたしません。

23. 苦情・ご意見・ご要望などの申し出窓口について

- ◆ 相談解決責任者：明日葉保育園金沢文庫園 園長
- ◆ 受付担当者：明日葉保育園金沢文庫園 主任
- ◆ 本社受付窓口：株式会社あしたばマインド保育園事業部
【住所】〒108-0073 東京都港区三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー3 階
【電話】03-3453-3335

- ◆ 第三者委員：税理士 電話：044-751-7111
社会保険労務士 電話：03-5669-1031

◆ ご意見・ご要望などの受付

- ①ご意見・ご要望などは面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。
尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。
【電話】03-3453-3335
- ②受付担当者が受け付けた意見・要望などを相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、相談者に対して、報告を受けた旨を報告します。
- ③相談解決責任者は、相談者と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、相談者は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。
尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは下記「ア～ウ」のとおりに行います。
ア.第三者による意見・要望の内容の確認
イ.第三者による解決策の調整、助言
ウ.話し合いの結果や改善事項などの確認
- ④都道府県「運営適正化」委員会の紹介
本園で解決できない場合は、下記神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。
神奈川県社会福祉協議会（かながわ福祉サービス運営適正委員会）
【住所】〒221-0835 横浜市 神奈川区 鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター
【電話】045-312-1121

24. 連携施設

- ▶ 釜利谷東小学校…不定期意見交換会、合同行事
- ▶ 金沢消防出張所…消火訓練、火事模擬体験 等々
- ▶ おひさま保育室…連携園
- ▶ フレンド金沢文庫保育園…連携園

25. 地域の育児支援について

保育園は地域の開かれた社会資源として、地域のさまざまな人や、関係機関等と連携しながら運営しています。又、次世代育成支援や世代間交流にも力を入れ、地域の小中学校との交流や体験学習の受け入れ、高齢者との交流の機会も取り入れています。園に通う子どもたちにとっても、地域のさまざまな人とのかかわりが、豊かな生活体験となり、心を育てていくものになるようにと考えています。

- ▶ 一時保育、園庭開放、保育室開放、育児講座、育児相談、交流保育等の実施

26. プライバシー保護について

○プライバシー保護の重要性

子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。

○プライバシー保護とは

プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシー保護も含まれます。ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、子ども・保護者が他人から見られたり知られたりしたくないことについて、その意思が尊重されなければなりません。明日葉保育園では、プライバシー保護に関する具体的な取組みを行っています。

○保育園におけるプライバシー保護

日常的な保育においては、保育園の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味した上で、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫が必要であると考えています。

○具体的なプライバシー保護の場面

- ・おむつ替え
⇒外部の人や他児に見られないようパーティションや別室で行うなど配慮をする
- ・排泄
⇒外部の人や他児に見られないよう個室や声掛け、指導など配慮をする
- ・着替え（乳児）
⇒半裸や全裸にならないよう配慮し、個人の尊厳を尊重する
- ・着替え（幼児）
⇒男女や個人などの区別をし、パーティションや部屋を分けるなど配慮をする
- ・シャワー、沐浴
⇒外部の人や他児に見られないようパーティションや別室で行うなど配慮をする
- ・水遊び
⇒外部の人や他児に見られないようパーティションや目隠しをするなどの配慮をする

27. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から利用の終了の申し出があったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、本規定の説明を受け承諾した後、本規定に反し是正しないとき

▶利用終了後でも、相談などでの来園をお待ちしています

明日葉保育園 金沢文庫園 045-349-9301 担当：園長

28. 子どもの人権について

- ▶ 発達状況には目安がありますが、子どもの成長にスピードや道筋、個性はさまざまです。一人ひとりの姿をていねいに受け止め、自己を十分に発揮できるような保育を実践して参ります。又、子ども同士も共に生活をする中で、互いに尊重し合う心を育て、個人差、国籍や文化の違い、性差などに関して差別なく自然と受け入れていけるよう、人権に配慮した保育を心がけます。

○子どもの権利条約

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)の権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。ユニセフは、国連人権委員会で「子どもの権利条約」の草案作りに参加。国連総会での採択ならびに各国政府による批准を促すため、全世界で広報・アドボカシー活動を行いました(日本ユニセフ協会も、日本政府による批准を求めるキャンペーンを実施しました)。ユニセフは、「子どもの権利条約」が、条約の内容の実施に関する助言や検討などの専門的な役割を与えている国際機関です(第45条)。条約発効後、ユニセフは、本条約の実施状況を確認し各国に助言を与える「子どもの権利委員会」に協力すると共に、途上国などで実施する支援活動、ならびに日本を含む先進諸国でのアドボカシー活動などを通し、条約にうたわれている権利の実現を目指しています。1989年11月20日に「子どもの権利条約」が採択されて以来、5歳未満の子どもたちの死亡率は低下し、危険な労働を強いられている子どもの数も減少しました。しかし、こうした成果から取り残されている子どもたちもまた数多く存在します。条約を批准した各国政府は、条約の各条項が規定する子どもたちの権利を実現するために、国内法の整備などを具体的に進めなければなりません。人権史上画期的な試みには、まだまだ多くの課題が残されています。



29. 実習生・ボランティアの受け入れ

- ▶ 保育園では、保育士・栄養士・看護師等の養成のため、学生の実習及びボランティア活動を受け入れています。又、一般の方にも園の活動内容を知ってもらう面でもボランティア活動を受け入れ、透明性の高い園の運営を目指しています。

30. SDGsの取り組み

- ▶ SDGs(持続可能な開発目標)の達成は、未来の為、又、未来を担う子どもたちの為にも、我々が取り組んでいかなければならない重要なミッションであると考えています。明日葉保育園金沢文庫園は、認可保育園というソーシャル事業を通じてSDGsの達成に向けた取り組みを行ってまいります。

31. 保育所における安全計画の策定について

昨今の保育所における事故を受け、厚生労働省子ども家庭局保育課の指示により、明日葉保育園では「保育所における安全計画」を策定しています。

①安全点検について

- ・施設、設備の安全点検
- ・マニュアルの策定、共有、見直し

②子ども・保護者への安全指導

- ・子どもへの安全指導
- ・保護者への説明、共有

③実践的な訓練、研修

④再発防止の徹底

令和 7 年 1 月改訂

